前田美和子議員

3歳児健診での視力検査が重要では

答 専用機材で早期発見につなげている

問 3歳児健診の視力検査とは。

答（福祉保健介護課長）視力の発達は、生後直後○.○一から○.○二、6歳一.○、9歳で終了する。目の病気を見逃さず早期発見するために、スポットビジョンクリーナー機材によるスクリーニング検査を行っている。

検査の様子

問 検査の内容は。

答（福祉保健介護課長）光の反射を利用し屈折状況を測定する。遠視近視、乱視、斜視の早期発見ができる。これは今年度からの町独自の取組である。

問 小学校の視力検査の現場は。

答（学校教育課長）就学時検診では、視力が一.○以上が55％。一.○未満が45％である。成長とともに一.○以上が増えるが、伸び率は横ばいか低下傾向にある。

問 小学生3人に1人は近視と言われており、視力の低下が進んでいる。ある小学校の視力検査によると、1年生で20％、6年生では80％で眼軸が伸びた状態であった。近視になりやすい時期であり、予防が必要であり、『3つの20』20-20-20ルールがある。20分近く本、スマートフォン等を見た後は20秒、20フィート先を見る。これを行うことで視力の低下や眼精疲労が予防できる。また曇りでも良いが、屋外の光を2時間浴びることも有効である。太陽光に含まれるバイオレットライトが近視を抑制する働きがある。デジタル化社会に生きていく子どもたちのために、近視予防の新しい生活習慣として学校と家庭が連携し取り入れるべきではないか。

答（教育長）視力低下は大きな課題である。スマートフォン、ゲーム、パソコン等の使用が要因となっている。『3つの20』を習慣化し、外で遠望訓練をするなど、自分の力で取り入れていく必要がある。そのために健康教育や、保健の授業に取り入れ充実を図っていく。（20フィートは約6m）

子どもたちの体力づくりは

答 身体の状況を把握し、段階的に行う

問 体力テストの分析はどのようになっているか。

答（学校教育課長）小学生では、上体起こし、長座体前屈、反復横とびに課題があるが、中学生では、ほぼ全ての種目で全国平均を上回っている。

問 外遊びが減り、肥満傾向にあるが、身体測定の結果は。

答（学校教育課長）肥満度20％以上の小学生は全体の14％で、3年前の約2倍。中学生は11％で、3年前の2倍となっている。

タイム更新をねらって！

眼軸長とは

角膜から網膜までの長さのこと。この長さが数ミリでも長くなるとピントが網膜より手前で合い、遠くが見えにくくなる。これを軸性近視という。眼軸は伸びたら元に戻らない。

一般質問の原稿は、質問者の提出原稿をもとに一部校正しています。

中川雅明議員

行事開催可否の判断基準は

答 判断基準は策定していない

問 コロナ禍により行政が主体となる行事は縮小や中止が続いている。開催可否の判断基準は策定されているのか。

答（町長）町独自の明確な判断基準は策定していない。

問 『鬼滅の刃』に登場の無限列車が長洲駅に停車の折、大勢の観客があった。観客はマスクを着用し、大声は出していなかったが、自主的な判断での参加となるのか。

答（福祉保健介護課長）ＪＲ側の対応により自主的な判断で問題はない。

問 コロナ禍における避難所運営について、感染症対策等を住民に周知徹底すべきではないか。

答（総務課長）避難所の感染症対策、避難に関する情報をより住民の方に伝えるため、啓発、周知の方法を検討する。

問 コロナ禍で全国的にごみ問題が浮上してきた。今後の取組は。

答（町長）町のごみ排出量は、前年度1月末と比較すると、約１４０トン、４％ほどの増加。減量に向け、周知啓発を進めていく。

問 コロナ禍における密の回避を目的とした、高齢者へのＩＣＴ技術導入の考えは。

答（町長）介護予防拠点施設等におけるＷｉ-Ｆｉ環境の整備を進め、医療、保健予防、介護、見守り情報等、様々な分野の事業展開を検討するとともに、高齢者を対象としたスマホ教室や、日常生活に係る講習会等を開催し、高齢者のデジタル化社会に対する理解促進を図り、スマホ等の情報機器の普及を推進していく。

白煙を吐く無限列車

駅通区のスマホ教室

福本みや子議員

不登校の現状と今後の支援の在り方は

答 個々の状況を把握し適切に指導対応する

問 コロナ禍の中、児童生徒が伸び伸びと学校生活を送ってほしいと願うものだ。不登校児童生徒の現状と、今後の在り方について伺う。

答（教育長）
全国的に増加傾向にある。本町も令和３年１月末で20名と、昨年度末と比較して増加している。学業の不安や無気力、体調不良、家庭生活の乱れなどが要因として挙げられる。さらに個々の状況を把握し、適切な指導対応に努める。

子ども達が飛び立つ翼（ウイング）はきっとある

問 ２年度から採用している指導主事はどう関わるのか。

答（学校教育課長）
不登校の事案を把握し、早期対応し、解決に向けた指導助言を行い、取組を支援し、学校と対応策の協議をしている。

問 学校現場も寄り添い試行錯誤しているが、教育委員会の指導や助言はどのようにしているのか。

答（教育長）
学校は愛情をもって子どもに寄り添い、個性や特性を受け止め、それに応じた関わり方で、温かく迎える体制が大事だ。仲間を離さない学級づくりを教師に指導助言をしていきたい。

問 様々な理由で学校を休みがちな児童生徒の居場所である『ほっとスペースウイング』と学校の連携や取組はどうなっているのか。

答（学校教育課長）
毎月１回、ウイングの指導員が全小中学校を訪問し、情報収集している。不登校児童生徒や保護者と信頼関係を作り、体調や意向に沿ったプログラムや目標をたて、きめ細やかに寄り添いながら活動している。通学できるようになると指導員も同行し、コミュニケーションをとっている。

問 これまでに関係者の様々な試みと努力がなされ、社会的自立に向けた支援があった。今後の支援の在り方を伺う。

答（教育長）
子ども一人一人のニーズに合わせ、寄り添って指導すること、教師が温かい気持ちで子どもや保護者に接すること、明るく楽しい学校づくりの中で「わかる」授業に力を入れること、全校挙げての仲間づくり等、不登校解消に向けて取組んでいきたい。

学校の取組「愛の１・２・３運動＋１（プラスワン）」
児童生徒が登校を渋りだしたら、１は電話で連絡、２は家庭訪問の実施、３はチームでの対応、＋１は専門家の対応により、素早い対応に努めている。

町政を問う

一般質問の原稿は、質問者の提出原稿をもとに一部校正しています。

大森秀久議員

教員の働き方改革、真の目的は

答 心身の健康と効果的な教育活動

町政を問う

問 教員の働き方改革は何を目的として取組まれているのか、真の目的について伺う。

答（教育長）
教職員が心身ともに健康で子どもたちと向き合う時間を確保し、やりがいをもって効果的な教育活動を持続的に行う環境の実現を目指すものである。

問 一昨年4月に改正給特法が成立し、時間外勤務の上限が法的に位置づけられた。学校現場にどのような影響があるのか。

答（教育長）
勤務時間の上限に関するガイドラインに応じ、業務量の管理規則を制定し、昨年8月から適用している。10月から一か月の記録の提出を求め、上限を超えた者には、管理職を通じて指導改善を図っている。

問 部活動を学校から地域へという中教審答申の下、中学校における進捗状況や開始の目処について伺う。

答（教育長）
部活動改革のスケジュールとして、令和5年度から国が示す休日の地域部活動への移行について取組を進める考えである。

問 変形時間労働制の令和3年度導入を考えているか。

答（教育長）
導入に関しては、夏休み中の教職員研修や部活動の大会等の見直しが必要となり、現時点では考えていない。

問 令和元年1月に新しい時代の教育に向けた学校指導運営体制の総合的な方策について、中教審の答申が出ているが、教育長は読んでいるか。

答（教育長）
一応、目は通している。

問 教員の働き方改革は社会全体で改革すべきものだが、教育長に重要な役割がある。内容をどう受け止めたか伺う。

答（教育長）
これからの時代の中で学校現場は、私たちが課題意識をもってこの内容の実現を目指して、今できるところから始めていかなければならないと考えている。

問 これには概要版もあるが、それを含め学校現場のどの範囲まで下りているか。

答（学校教育課長）
文科省から教育委員会を通じ、各学校に通知している。

問 答申には「チームとしての学校」と言う文言があるが、これを学校で議論しているか伺う。

答（学校教育課長）
県教委、玉名教育事務所からの資料を説明し学校の現状を把握し協議している。

学校及び教師が担う業務の明確化・適正化（詳しくは文科省HPを参照）

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
①登下校に関する対応　②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応　③学校徴収金の徴収・管理　④地域ボランティアとの連絡調整　〔＊その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき。〕	⑤調査・統計等への回答等　⑥児童生徒の休み時間における対応　⑦校内清掃　⑧部活動　〔＊部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学で設置、多くの教師が顧問を担わざるを得ない実態。〕	⑨給食時の対応　⑩授業準備　⑪学習評価や成績処理　⑫学校行事の準備・運営　⑬進路指導　⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応

教員の働き方改革は社会全体の取組で

竹本信次議員

職員力・組織力の強化を

答 職員の企画力を高めていく

問 令和3年度から新たな8年間の全体像が見えてくる長洲町総合振興計画がスタートする。町長は、新たな8年を切り拓（ひら）くために、職員力と組織力の強化にどう取組むか。

答（町長）
今後、8年間さらに強化するために、人材育成により職員のスキルを向上させ、企画力を高めていく。

問 人事評価における職員の納得度を高めるには、評価者の力量、低評価者の意欲向上など、様々な課題があると思うが、人事評価をどう進めているか。

答（町長）
人事評価が、勤勉手当、昇給、昇任、昇格等へ直接影響するので、評価者と被評価者双方の制度の理解が重要と考え人事評価制度に関する研修を実施している。

問 技術専門職が必要な課では、定年後の技術者を会計年度任用職員として採用すれば全体の底上げになるのではないか。

答（総務課長）
技術専門職の確保は厳しい。要件に合えば、会計年度任用職員の採用も考えている。

職場からアイディアを生み出し改革のうねりを

自治体ポイントで地域活性化を

答 デジタル社会を見据えている

問 いま各自治体では、マイナンバーカードのマイキー部分を活用し、健康ポイントやクレジットカードなどのポイントを地域の特産品が購入できる自治体ポイントに変換し、住民の公益的活動の支援と地域の消費拡大に取組んでいる。本町は、自治体ポイントで地域活性化に向けた取組をどう進めているか。

答（町長）
デジタル社会を見据え、他の地方自治体等の取組状況等を見ながら、自治体ポイントを活用した地域の活性化を検討していく。

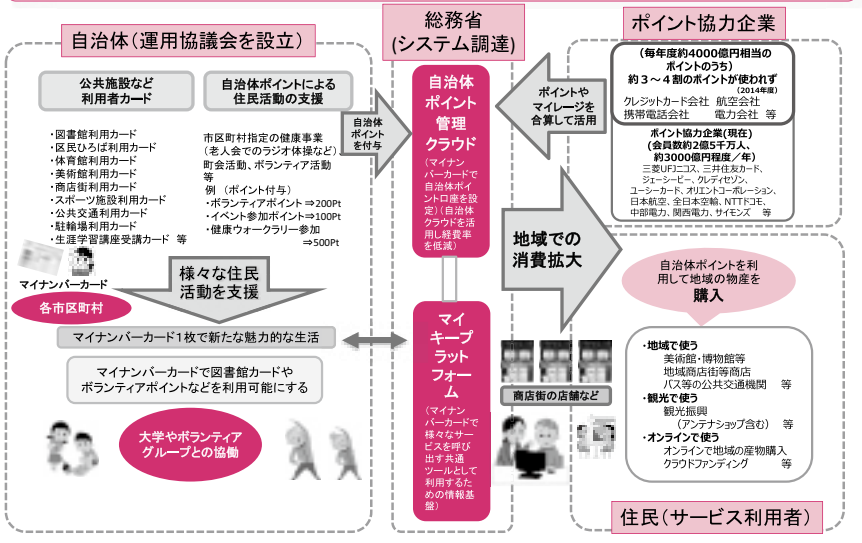

（総務省 HP より）

一般質問の原稿は、質問者の提出原稿をもとに一部校正しています。

荒木睦子議員

コロナ禍の住民の健康づくりは

答 検診や予防活動の増進を図る

問 外出自粛の影響で日々の活動量の減少により、基礎疾患の重症化、メンタルヘルスの悪化、認知機能の低下等、町はどのように捉えているか。

答（町長）コロナ禍で、通院控えに伴い、様々な疾患の重症化が懸念されるところであり、町としても感染拡大防止対策を図りながら、町民の健康増進に取組んでいく。

問 通院控えで今年度の医療費が減少しているのではないか。

答（福祉保健介護課長）令和元年度と比較し、毎月1140万円ほど減少し、緊急事態宣言された昨年4月診療分は、前年度比約2800万円の減少の状況である。

問 地域における介護予防活動が進んでいるが、現状を伺う。

健診で安心な生活を

答（福祉保健介護課長）令和2年3月から5月の3か月間においては、活動を自粛し、コロナ禍で生活習慣病の変化により、子供や働き盛りの世代の体重の増加、高齢者のフレイル等が進んでいる可能性があるため、バランスの良い食事、家でもできる運動、口腔体操等を周知している。

問 一人暮らし高齢者の見守りへの工夫はあるか。

答（福祉保健介護課長）民生委員が中心となり実施している。訪問する際は、訪問時間を短くし、玄関先で対策し、距離をとっている。また、電話等で安否確認の数を増やしたやり方で行っている。

問 健康面についてオンラインを活用した健康相談やセミナーなどの取組の考えは。

答（福祉保健介護課長）介護予防拠点においてWi-Fiの環境整備を行い、オンラインを活用した相談の在り方等検討していく。

問 Wi-Fiを利用した活動について町長の考えを伺う。

ラジオ体操で一日の始まり

答（町長）介護予防拠点施設でWi-Fiを設置し、テレビによる医療機関との相談、保健師や栄養士とのテレビを通しての相談、また、買物支援、情報の収集等が可能となる。それと、健康体操や脳トレもテレビを通して毎日できるようになる。地域の高齢者から子供たちの安心安全な生活を見守っていく。

町政を問う

磯野　博議員

駅南は命運を賭す位置づけか

答 発展には欠かせない地域だ

問 第6次長洲町総合振興計画策定方針の中で、長洲駅南側等の整備に向けた取組を考えているが、実現は困難ではないか。見込みがあるのかを伺う。

答（町長）長洲町都市計画区域マスタープランにおいて、長洲駅周辺整備エリアとして位置づけ、都市計画法や農地法への対応、整備の核となるような商業施設等の誘致といった様々な課題の整備と検討を行っている。

問 整備に向けた取組は、町が宅地を整備するのか。それとも、民間が参入しやすくするため等の法の緩和か。無秩序な乱開発を誘発させるのではないか。

答（まちづくり課長）町が施工主となる区画整理事業や、都市計画法等の指定による民間の開発行為等いろんなやり方はある。地権者の意向等や、核となる施設をどうするかの問題の取組により整備手法等は決定していくと考えている。

問 駅南地区は現時点で用途地域が無指定だ。無指定では宅建業者は分譲地として、手出しが出来ない。都市計画用途地域の変更の考えは。

答（まちづくり課長）都市計画マスタープランの策定が必要になる。農地の在り方に影響したり、市街地開発に影響してくる。上下水道整備や農地、道路等様々な課題があるので、現在、関係課と協議をしている。

問 宅建業者は取引時に物件所在地のリスクを説明しなければならない。リスクを解消する対策等は考えているか。

答（まちづくり課長）昨今の大雨等災害は発生しており、駅南がどういう地域かは認識している。排水対策や調整池の問題などいろんな要素があるのは十分認識している。開発によって災害を起こすことがないように総合的に考えていかなければならない。

問 対策をする事により、今後、莫大な費用を投入しなければならないかを心配する。インフラ整備に莫大な費用がかかり、地方自治体の運営が困難になってきているのではないか。コンパクトシティ計画の考えは。

答（まちづくり課長）立地適正化計画等の策定にはいろいろな課題がある。整理しなければならないと十分認識している。

問 駅南は長洲町でどのくらいの位置づけで考えられているのか。我が町の命運を賭すぐらいの考えか。

答（町長）今後、長洲町の発展には欠かせない地域だと考えている。

中学校を再編して駅南の核にしては！

一般質問の原稿は、質問者の提出原稿をもとに一部校正しています。

浦邊朝章議員

外国人への行政情報の周知は

答 庁舎1階に外国人相談窓口設置

町政を問う

問 外国人増加と多文化交流について、①在住外国人の最新の動向は。②自治会への情報伝達および住民との交流はできているか。③行政情報の周知はできているか。④多文化共生についてどのように考えるか。⑤児童生徒への指導は。また交流等の予定はあるか。

答（町長）

令和3年2月末では町内外国人は597人。自治会へ住民異動情報を提供している。地域との交流は上沖洲区や赤田区で行事参加等積極的に行われている。令和3年4月より、庁舎1階に外国人相談窓口を設置し、相談対応の充実を図っていく。今年度より外国人受入事業者、行政区長、警察、消防、県等で外国人受入事業者等連絡協議会を開催し、生活に関する様々な情報交換を行っている。

（教育長）

幼稚園・保育園に英語活動を導入し、平成29年から小学校に教育課程の特例指定を受け英語科を新設した。英語に親しみ、異文化の理解とコミュニケーション力の向上、グローバル化に対応する人材の育成に努めている。

楽しい交流ができています

問 相談窓口の設置は素晴らしいこと。具体的にどのようなサポートを考えているか。

答（まちづくり課長）

生活に関する適切な情報の提供と相談。安心して暮らせる町を目指したい。

問 外国人の相談に乗る職員も言語に精通する必要がある。どのような対応を考えているか。

答（まちづくり課長）

外国語に精通した相談員等を派遣する。また、通訳に関するシステム等の導入や、SNSでの情報発信など連絡体制等も構築していきたい。

空き家の利活用について

リフォーム補助 一戸あたり10万円

問 空き家の利活用について、①空き家利活用の現状はどうか。②住宅リフォームの助成金の状況について。③空家バンク登録の周知促進はできているか。

答（町長）

令和2年より空き地、令和3年より農地付き空き家の取り扱いを追加した。リフォーム補助については住宅改修一戸当たり10万円を上限に補助、今までに3122件、合計2422万円を交付。バンク登録の周知については、不動産の所有者に、空き家の適正管理や空家バンク事業のチラシを同封して周知、啓発を行っている。

お気軽にご相談ください！

濱﨑　久議員

消防4分団出動不便解消対策について

答 工事完了予定

問 大明神区長から要請を受けて質問を続けた案件だったが、長期間厳しく問いただした。今後の後背地計画は。

答（町長）以前より質問を受けていた。3月末に工事完了である。

消防団出動不便解消の工事完了！

いろいろ提案をいただいており、今後も検討したいと考えている。

（建設課長）町長の発言どおり、まちづくりの観点からも、状況に応じた検討を行っていく。

町は隠蔽していたのか

答 説明を控えていた

問 教育委員会の説明は虚偽で違法、過失が認められると判決が下った。議会答弁での長期にわたる虚偽答弁を、住民に詫びるべきではないか。

新聞が報道した。暴露報道の日は、議会の開会中で、報道の前日、質問したが答弁はない。これは隠蔽したのか。

答（学校教育課長）説明を差し控えさせた。これは、教育長からもお詫びのほうを申し上げた。

問 隠蔽していたのか。新聞が暴露した、暴露する前の日も私は質問した。7月から9月までの間、隠していたのか。

答（学校教育課長）ご説明を差し控えたものと、これについては、お詫びを申し上げたところだ。

問 事実でないと判明した。そう答弁を変えるべきではないか。

答（学校教育課長）その当時はそれが事実で、判決後は存在を認めるが、内容を確認していなかった。認識をしていなかったというものである。

学校教育課

問 判決で答弁していることの間違いがわかったのだから答弁を変えるべきだ。

答（学校教育課長）判決前はその時点の状況に応じて答弁してきた。判決後は存在したけど確認していないのでさかのぼって修正はしない。

問 判決で事実が判明したのだから間違っていたと言うべきだ。

答（学校教育課長）判決後、存在は認めるが、確認しておらず、調査不足であり、当時の教育長も認識が不足していた。

一般質問の原稿は、質問者の提出原稿をもとに一部校正しています。